

◇ 通知文・事例集 ◇

通 知 文	事 例 集
● 通学区域制度の弾力的運用について (文部省通知 平成9年1月27日) 「…下記事項について、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう、貴管下の市町村教育委員会に対し周知徹底をお願いします。…」 記 1. 通学区域制度の運用にあたっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。 2. 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、<u>地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒の具体的な事情に則して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること。</u> 3. 通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。 ● ※1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について (文部科学省通知 平成15年3月31日) 【留意事項】 (1) 通学区域制度の運用(いわゆる学校選択制を含む)は、これまでと同様、<u>地理的な状況や交通事情等、地域によって様々な事情があることから、各市町村教育委員会の判断により、地域の実情に即して多様な工夫を行うこと。</u> ● ※2 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いについて (文部科学省通知 平成18年3月30日) 【留意事項】 (3) 就学校を変更する場合としては、例えば、<u>いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、別途送付している「公立小学校・中学校における学校選択制度等についての事例集」等も参考にしつつ、各教育委員会において、地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであること。</u> ● 学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について (文部科学省通知 平成19年3月30日) ● 学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について (文部科学省通知 平成20年3月31日) (資料6 参照)	○ 「公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集」 (文部科学省) 第1集(平成9年9月) 第2集(平成12年7月) 第3集(平成14年3月) ○ 「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」 (文部科学省) (平成18年3月) ※学校選択制の導入については、本事例集に収録された事例を参考に、市町村教育委員会においてその方法や効果等について認識し、<u>その是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うようお願いいたします。</u>

◇就学校指定・就学校変更に係る法令等改正の経緯◇

	平成15年4月	平成18年4月
◆学校教育法施行令 (入学期日等の通知、<u>学校の指定</u>) 第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が<u>二校以上ある場合においては、前項の通知(入学期日の通知)において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。</u>	◆学校教育法施行規則の 一部改正 (平成15年4月1日施行) ※1 (<u>就学校指定前の保護者の意見聴取及びその手続</u>) 第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定により就学予定者の<u>就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。</u>この場合においては、意見の聴取の手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。	◆学校教育法施行規則の 一部改正 (平成18年4月1日施行) ※2 (<u>就学校の指定に係わる通知関係</u>) 第三十二条 2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項の規定による<u>就学校の指定に係わる通知において、その指定の変更についての同令八条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。</u>
(<u>就学校の変更の</u> 学校長等への通知) 第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項の場合において、<u>相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。</u>この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。	(<u>就学指定の変更の</u> 要件及び手続) 第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を<u>変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。</u>	

学校選択制度

学校選択制度

従来の通学区域制度を弾力的に運用することにより、荒川区立小学校の中から入学を希望する学校を選択できる制度です。通学区域内の学校を希望した場合は必ず入学できます。希望者が受入可能児童数を超え、すべての希望者を受け入れられないと判断される場合は、通学区域外からの希望者を対象とする抽選により、入学できる方を決定します。

- ・通学区域内・外を問わず、学校の行事やPTA活動に積極的に協力する意識を持って学校を選んでください。
- ・自転車通学は禁止です。学校を決める前に、安全な通学経路や通学時間を考慮し、卒業まで無理なく通える学校を選んでください。

学校選択制度の対象者

荒川区内に住所がある方で、平成17年（2005年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日までに生まれた方が対象です。

選択対象校

荒川区立小学校を対象に、入学を希望する学校を選択することができます。

※ 汐入小学校および汐入東小学校の受入制限の特例

汐入地区は住宅開発に伴い、通学区域内の児童の急増が見込まれるため、平成22年4月に、汐入小学校に加え、汐入東小学校を開校しました。このため、この両校については、通学区域内への転居が確実な方と、通学区域内に居住している方のみを受け入れ、通学区域外にお住まいの方については選択制限を設けています。

汐入小学校および汐入東小学校の通学区域は下表のとおりとし、お互いの通学区域の学校は選択できません。なお、下表の通学区域にお住まいの方が、汐入小学校および汐入東小学校以外の学校を希望することはできます。

学 校 名	通 学 区 域
汐入小学校	南千住3丁目13番～41番 南千住4丁目9番 南千住8丁目1番～5番
汐入東小学校	南千住8丁目6番～18番

受入可能児童数

各校で受け入れることができる 1 年生の児童数は、各校の施設の状況等を踏まえ、下表のとおりとします。

学校名	受入可能児童数
第六瑞光小学校、第一日暮里小学校	31 人
第二瑞光小学校、第三瑞光小学校、峡田小学校、第二峡田小学校、第三峡田小学校、第四峡田小学校、第七峡田小学校、第九峡田小学校、尾久小学校、尾久第六小学校、大門小学校、尾久宮前小学校、第二日暮里小学校、第六日暮里小学校、ひぐらし小学校	63 人
瑞光小学校、第五峡田小学校、尾久西小学校、赤土小学校、第三日暮里小学校	94 人
汐入小学校、汐入東小学校	原則として 通学区域内の 児童のみ

学校選択のための情報提供

各学校を比較・検討できるよう、次のような情報提供を行っています。

・学校紹介誌の配付

当冊子は対象者全員に配付しています。

・合同説明会の開催

全小学校が一堂に集まり、展示やプレゼンテーションを行います。詳細は 128 ページをご覧ください。

日時 10 月 15 日（土）午前 9 時～午後 3 時 30 分ごろ

会場 町屋文化センター 2 階ふれあい広場

・学校公開

学校ごとに、10 月中に土曜日または日曜日を含め、学校公開を行います。保護者とお子様が一緒に見学できます。詳細は 126 ページをご覧ください。

・各学校のホームページを掲載

各学校の紹介ページにホームページのアドレスが掲載されています。また、荒川区ホームページ (<http://www.city.arakawa.tokyo.jp/>) 及び、荒川区教育ネットワーク区立小・中学校・幼稚園リンク集 (<http://www.aen.arakawa.tokyo.jp/>) からでもご覧になれます。

入学校決定までの流れ

希望校申込書・学校紹介誌を送付（9月下旬）

- ・来年度1年生となるお子様がいらっしゃる家庭に、希望校申込書等を送付します。

区立小学校の中から入学希望校を選択して下さい

- ・受入制限校（汐入小学校、汐入東小学校）は通学区域内にお住まいの方のみを受け付けます。
- ・学校紹介誌や学校合同説明会、学校公開などを参考に、お子様に適した学校を選択してください。
- ・通学区域外の学校を選択した場合は、抽選になることがあります。

希望校申込書を提出してください（提出期限 10月31日〈月〉）

- ・希望校申込書に入学を希望する学校を1校記入し、期限までに教育委員会学務課へ直接お持ちになるか、専用封筒に入れて郵送してください（郵送の場合は10月31日〈消印有効〉）。
- ・通学区域内・私立等の学校を希望する場合や、区外へ転出する予定の場合も、必ず提出してください。

希望校申込書の集計結果発表（11月7日〈月〉）

希望校申込の変更受付（窓口持参のみ）（11月7日〈月〉～11日〈金〉午後5時まで）

変更後集計結果発表（11月14日〈月〉）

通学区域内の学校を希望した場合

通学区域外の学校を希望した場合

希望校が入学校となります

- ・1月中旬に就学通知書を郵送します。

決定

希望者数が受入可能数の範囲内の場合

希望者数が受入可能数を超えた場合

公開抽選により入学者を決定するため、対象者に抽選通知を送付します

- ・通学区域外からの希望者が対象です。通学区域内の方は、無抽選で入学できます。（入学日である4月1日以前に通学区域内から通学区域外へ転居する予定の方は、抽選に参加してください。）
- ・抽選となる場合は、抽選対象者に通知を郵送します。

次ページへ

前ページより

公開抽選の実施（12月6日〈火〉・7日〈水〉（予定））

- ・抽選は教育委員会事務局が公開のもとですべて行いますので、本人や保護者の出席は必要ありません。ただし、来場は自由です。抽選結果は後日郵送するほか、荒川区役所3階③番窓口への掲示や荒川区ホームページへの掲載も行います。

抽選に当選した場合

希望校が入学校となります

- ・1月中旬に就学通知書を送付します。

決 定

抽選に当選しなかった場合

抽選実施後の動き

- ・抽選結果に基づき、優先順位（補欠番号）をつけて補欠登録をします。
- ・暫定的に通学区域内の学校を指定し、就学通知書を郵送します。
- ・入学辞退者が出た場合、登録番号の上位から繰上げ当選とします。

繰上げ当選した方

希望校が入学校となります

- ・新しい就学通知書を送付します。

決 定

平成24年2月9日（木）までに繰上げ当選にならなかった場合

通学区域内の学校が入学校となります

決 定

※家庭の事情、その他特別な理由がある場合には、指定校から別の荒川区立小学校に変更できることがあります。